平成２９年（フ）第３９７号
札幌市中央区南８条西９丁目755番地27　カレラ弐番館202号
債務者　石井　美江（旧姓安住）
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４１５号
札幌市白石区平和通７丁目北12番21号
債務者　川畑　久恵
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４２１号
札幌市豊平区美園４条６丁目１番20号　ニューアイワビル206号
債務者　花井　　淳
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４２５号
札幌市清田区北野２条２丁目10番27号　フルハウス北野105号
債務者　佐藤　美穂（旧姓下村）
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４３１号
札幌市白石区栄通１丁目13番25―203号
債務者　山本　勇一
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４７３号
札幌市白石区栄通15丁目13番25―401号
債務者　大竹　直樹
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３号
福島県会津若松市東千石１丁目７番19号　コーポメゾン102号室、前住所福島県会津若松市蚕養町４番33号
債務者　髙畑慶二郎
1　決定年月日時　平成29年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第４３号
群馬県藤岡市立石1436番地７　小野ハイツＦ
債務者　田村　敏弘
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１３号
岐阜県多治見市姫町７丁目188番地の37
債務者　増田　耕一
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第１４号
岐阜県多治見市姫町７丁目188番地の37
債務者　増田　　薫
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第６６号
静岡県伊東市宮川町２丁目３番25号　山上アパート203号
債務者　田口百合子（旧姓大川・稲葉）
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第５号
堺市南区鴨谷台１丁44番２―110号
債務者　道上　　俊（旧姓生谷）
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６号
大阪府大阪狭山市東池尻２丁目1192番地の１（601号）
債務者　生谷　優弓（旧姓道上）
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１８４号
堺市北区北長尾町２丁２番24―201号
債務者　佃　　祥子
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１８６号
堺市西区上野芝町３丁４番６号寮311号室、住民票上の住所名古屋市中川区西日置１丁目１番26号（サンピボット名南401号）
債務者　上田　良幸
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１９７号
堺市中区深阪１丁６番35号
債務者　Ｍｏｍ’ｓ　ｔｒｅａｓｕｒｅこと　記虎　文子（旧姓小池・見崎）
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２０１号
大阪府大阪狭山市東茱萸木１丁目532番地の１　(323号)
債務者　熊谷　絵理（旧姓永見）
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２１２号
大阪府大阪狭山市半田６丁目1199番地の２（３号）
債務者　力もち食堂こと　中川　志朗
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係